 国家外貨管理局による「輸入外貨支払照合の改革関連
問題に関する通知」について

2010年10月29日
第15期

企画部 調査課

2010年10月27日付けで、国家外貨管理局による「輸入外貨支払照合の改革関連問題に関する通知」(匯発[2010]57号 以下は「通知」¹と略称)が公布され、12月1日より施行される。「通知」は、今年5月1日より一部パイロット地域で始まった輸入外貨支払照合改革試行²範囲を全国に拡大するものである。

輸入支払照合管理制度と輸出代金受取照合制度は90年代以後、中国貨物貿易における基本的な管理体制となっている。しかしながら、中国の高度経済成長に伴う外貨準備高の増加、人民元の国際化等を背景に、中国外貨管理政策の目標は大きく変化しており、これまでの「寛進厳出」(外貨流入には寛大、流出には厳格)の外貨管理指導方針に基づいた管理体制は現状に合わなくなり、行政の効率化、外貨流出の規制緩和と外貨流入(ホットマネー)の管理強化の方向で改革が進められてきた。今回公布された「通知」は、既存の輸入外貨支払照合管理制度に対して、根本的な改革を行い、新たな輸入外貨支払管理制度を確立するもので、既存輸入外貨支払関連法規29件を廃止した。

新外貨支払照合管理制度の最も大きな変更は、従来の輸入支払照合管理が不要となり、代わりに総量検査、オンサイト検査、警戒モニターとオフサイト検査の管理モデルを導入した点。即ち、

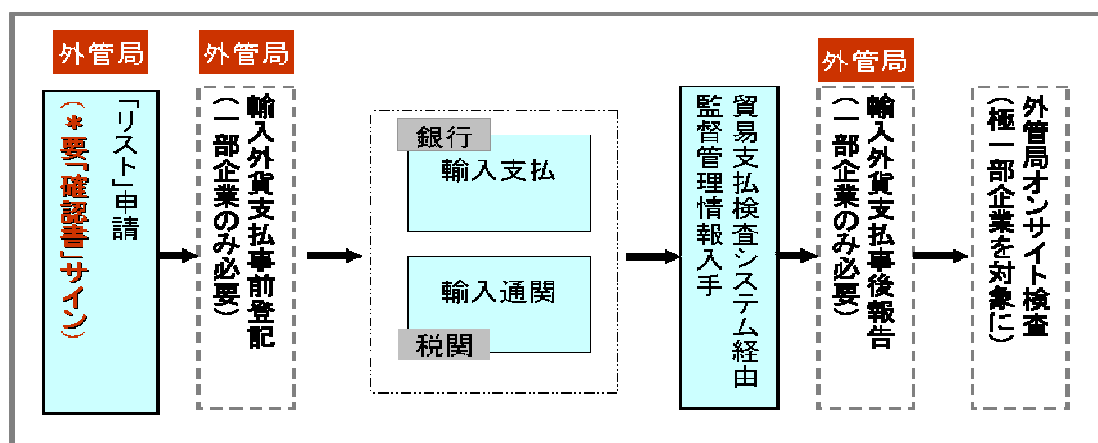
¹ 「通知」は「貨物貿易輸入外貨支払管理暫定弁法」(以下は「弁法」と略称)「貨物貿易輸入外貨支払管理暫定弁法実施細則」(以下は「実施細則」と略称)と二つの添付ファイルを含む。

² 今年4月2日付けで、国家外貨管理局による「輸入外貨支払照合の改革試行関連問題に関する通知」²(匯発[2010]14号 以下は「試行通知」と略称)を公布しており、5月1日より天津市、江蘇省、山東省、湖北省、内モンゴル自治区、福建省及び青島市の7パイロット地域において、試験的に輸入外貨支払照合改革が始まった。輸入外貨支払照合改革試行の詳細については、当行2010年4月22日付けの【実務・制度ニュース・レター】(第2号)ご参照。

従来の取引自体の管理から取引主体管理へ変更され、輸入外貨支払単位をリスクの大きさによって「A 類輸入単位」、「B 類輸入単位」及び「C 類輸入単位」に分類し、それぞれに対して異なる外貨管理を行う。「A 類輸入単位」に対しては、従来より輸入支払手続の大幅な簡素化を図る一方、「B 類輸入単位」と「C 類輸入単位」に対しては、厳格に管理することになる。(分類管理の詳細については、P3 の「分類管理」の部分をご参照。) 又、「輸入外貨支払リスト」情報が全国範囲での共有を実現することにより、輸入単位は遠隔地外貨支払において事前に外管局への備案手続が不要となるので、遠隔地での外貨支払業務は従来より便利になる。

以下は、改革後の輸入外貨支払新管理制度のイメージ図である。

輸入外貨支払新管理制度イメージ図



「通知」に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課作成

「通知」(「弁法」及び「実施細則」を含む)の主要内容をまとめてみると、以下の通りとなる。

一、「リスト」管理³

当該「リスト」管理制度は従来もあったが、「通知」によれば、「実施細則」公布前にすでに「リスト」に登録済みの企業と、「実施細則」公布前に「リスト」に未登録の企業はいずれも外貨管理局で、「確認書」にサインしなければならない。特に、登録済み企業は6ヵ月以内に「確認書」にサインする必要がある、規定期間内にサインしない場合、「リスト」資格が取り消されるので注意が必要となる。また、未登録企業については、「リスト」登録申請を行い、「確認書」にサインし

³ 「リスト」管理とは、輸入単位が法律に基づき対外貿易経営権を取得した後、外管局に関連資料を持参し、「輸入単位外貨支払リスト」の登録手続を行うこと。

なければならない。外管局は新たに「リスト」に登録された輸入単位に対して、初回輸入外貨支払日から 3 ヶ月間の指導管理を行い、指導管理期間中の全ての輸入外貨支払業務について外管局に事後報告しなければならない。

二、分類管理について

外管局は、半年毎に輸入単位向けに考課分類を行い、オフサイト総量検査及びモニター警戒を実施し、オンサイト検査結果と輸入単位の外貨管理規定の遵守状況により、輸入単位をそれぞれ「A 類輸入単位」、「B 類輸入単位」、「C 類輸入単位」との三種類に区分する。分類基準と分類管理の内容は下表の通り。外管局は輸出入外貨受取・支払検査システムを通じて、銀行と企業に考課分類結果を発表する。考課分類結果の有効期間は半年間である。

分類管理の基準と内容は下表をご参照ください。

分類	分類基準	分類管理の内容
A 類輸入単位	「B 類輸入単位」と「C 類輸入単位」に指定されない輸入単位は、A 類輸入単位とされる。	外管局は、「A 類輸入単位」の輸入外貨支払業務に対し、利便性管理を行い、「A 類輸入単位」は「弁法」及び「実施細則」の規定に基づき、正常に輸入外貨支払い業務を行う。
B 類輸入単位	以下の状況のいずれかに当てはまる輸入単位は、「B 類輸入単位」に指定される。 (一) 輸入外貨支払業務が本細則第二十二條が規定する状況のいずれかに該当し、且つオンサイト検査を経て事実と確認された場合。 (二) 輸入外貨支払業務が、本細則第二十二條が規定するいずれかに該当し、且つ第二十五條の規定に基づき事実通りに外管局に関連資料を提供しない場合。 (三) 本細則の規定に基づき外管局への都度報告、又は輸入外貨支払業務の登録を行わない場合。 (四) 重大な外貨管理規定違反行為が外管局により立件調査されている場合。 (五) 外管局が認定したその他の場合。	(一) すべての輸入外貨支払業務に対し、「実施細則」第十七條が規定する事後の都度報告管理を行う。 (二) 一回で前払代金が5万米ドル相当を超過する場合、銀行による照合済みの、域外銀行が発行した前受け貨物渡しに係わる保証書を提出する必要がある。 (三) 輸入単位法定代表あるいはその授権者と面談を行い、リスクを警告する。 (四) 外管局が規定したその他の管理措置

C 類 輸 入 単 位	<p>以下の状況のいずれかに当てはまる輸入単位は、「C類輸入単位」に指定される。</p> <p>(一) 外管局によるオンサイト検査時、本細則第二十五条の規定に違反し、検査に協力せず又は拒否する場合。</p> <p>(二) 重大な外貨管理規定違反行為があり、外管局による処罰、又は司法機関に立件調査された場合。</p> <p>(三) 外管局が認定したその他の場合。</p>	<p>(一) すべての輸入外貨支払業務に対し、「実施細則」第十六条が規定する事前登記を行う。</p> <p>(二) 信用状、取立、前払代金等の方式での輸入外貨支払不可。</p> <p>(三) 外管局が規定したその他の管理措置</p>
----------------------------	---	--

三、輸入外貨支払管理について

外管局は、「リスト」に登録されていない輸入単位と「C類輸入単位」の輸入外貨支払に対して、事前に外管局への登記を要求する。また、外管局は、指導期間中の輸入単位及び「B類輸入単位」等の輸入外貨支払に対して、事後に外管局への報告を要求する。他方で、前述の場合を除き、輸入単位の輸入外貨支払時は、従来の輸入外貨支払照合手続がなくなり、銀行により関連エビデンスを審査した上、対外支払業務を取扱うことができる。

【表①】直接銀行でエビデンスを審査し、対外支払を取扱う場合

		項目	審査エビデンス
決済方法 による 輸入外貨 支払分類	信用状		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸入契約 ✓ 信用状開設申請書
	取立方式での決済		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸入契約
	前払い決済		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸入契約書 ✓ 形式エビデンス
	着払い決済		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸入契約書 ✓ 関連商業エビデンス
特別な輸 入外貨支 払	域外での工事請負項目下の外貨支払の場合		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記の決済方法による関連書類 ✓ 工事請負協議 ✓ 工事請負資質証明等
	中継貿易項 目下の対外 外貨支払	前払い後受け項目下	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記の決済方法による関連書類 ✓ 輸出契約書
		前受け後払い項目下	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記の決済方法による関連書類 ✓ 輸出契約書 ✓ 外貨入金証明
	深加工結転（転廠）項目下の対外外貨支払又は国内外貨支払		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 決済方法による移転契約書及び関連証明 ✓ 貿易方式が「進料深加工」又は「来料深加工」となる場合輸出貨物通関書（コピー）
	代理輸入の場合		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記の決済方法による関連書類 ✓ 代理契約等

【表②】 外管局への事前登記・事後の都度報告が必要となる場合

要事前登記 の場合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リストに登録されていない輸入単位の輸入外貨支払 ✓ 「C種類輸入単位」が着荷払いする場合
事後の都度報告 の必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「B類輸入単位」の輸入外貨支払 ✓ 一つの契約項目下の支払金額と、実際到着貨物或いは実際外貨受取金額との差額が契約金額の10%を超過し、且つ10万米ドル相当の金額を超過する輸入外貨支払。 ✓ 一つの契約項目下で、10万米ドル相当額を超過する輸入返金。 ✓ 「リスト」に登録した後、初回の輸入外貨支払業務発生日から3ヶ月以内の輸入外貨支払。 ✓ その他の都度報告が必要となる輸入外貨支払。

四、オフサイト検査と警戒モニター

外貨管理局は新たな「貿易収支照合審査システム」を通じて輸入単位の輸入外貨支払データと輸入貨物データ或いは輸入項目下外貨受取データの総量について比較を行い、輸入単位の外貨支払の真実性と輸入貨物との一致性を検査する。総量検査に組み込まれる関連データは、輸入外貨支払データと輸入貨物データ等になる。オフサイト検査の上、外管局は更に貨物総量検査の結果に基づき警戒モニターを行う。オフサイトと警戒モニターにより識別された一部の異常な取引と主体に対して更にオンサイト検査を実施する。

五、オンサイト検査

外管局は、オフサイト検査と警戒モニターの結果に基づき、総量検査指標が規定範囲を超え、又はその他の異常な状況が発生している輸入単位の輸入項目下の外貨収支業務に対してオンサイト検査を行う。具体的に、オンサイト監督管理が実施可能な場合、オンサイト監督管理の方式及び輸入単位が対応する事項等は下表をご参照。

オンサイト検査 の実施可能な場 合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸入貨物金額に対する輸入外貨支払金額の割合が80%以内、或いは120%超で、且つ外貨支払差額（予定より超過）或いは実際到着貨物との差額が100万米ドル相当を超過した場合； ✓ 中継貿易、域外工事請負の外貨受取金額の関連の外貨支払金額に対する割合が90%以内、或いは110%超で、且つ、外貨収支差額（予定より超過）が100万米ドル相当を超過した場合； ✓ 一ヶ月の輸入返金回数が5回以上、或いは一回の返金金額が50万米ドル相当を超過した場合； ✓ 外貨管理局が必要だと判断するその他の場合。
オンサイト検査 方式	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸入単位による報告書の提出 ✓ 輸入単位責任者との面談

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ オンサイト調査 ✓ 外管局が必要と判断したその他の方式
<p style="text-align: center;">輸入単位の対応 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外管局が輸入単位の報告を要請する場合、輸入単位は「オンサイト検査通知書」を受領してから15日（営業日）以内に、法定代表者或いはその授権者がサインし、且つ単位公印のある書面報告書及び関連資料を外貨管理局に提出すること； ✓ 外貨管理局が輸入単位の法定代表者或いはその授権者と面談する場合、輸入単位の法定代表者或いはその授権者は「オンサイト検査通知書」を受領してから15日（営業日）以内に、外貨管理局に状況説明すること。 ✓ 外貨管理局がオンサイト検査を行う場合、輸入単位は「オンサイト検査通知書」を受領してから15日（営業日）以内に、関連資料を用意して、外管局のオンサイト検査員に協力すること。 ✓ 外管局が他のオンサイト検査方式を採用する場合、輸入単位は外貨管理局の要求に基づいて、関連業務を行うこと。

以上

以下は「通知」の中国原文と日本語対訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">国家外汇管理局关于实施进口付汇核销制度改革有关问题的通知 汇发【2010】57号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p>为加快进出口核销制度改革，实现货物贸易外汇管理向总量核查、非现场核查和主体监管转变，国家外汇管理局自2010年5月1日开始在天津、江苏、山东、湖北、内蒙古、福建以及青岛等七个地区进行货物贸易进口付汇核销制度改革（以下简称进口核销改革）试点。在此基础上，国家外汇管理局决定在全国范围内推广实施进口核销改革。现将有关事项通知如下：</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局による輸入外貨支払照合制度改革実施についての問題に関する通知 匯発[2010]57号</p> <p>国家外貨管理局の各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波分局、各中資外為指定銀行：</p> <p>輸入外貨支払照合改革の推進を加速し、貨物貿易外貨管理上の、総量検査、オフサイト検査、主体監督管理等の転換を実現するため、国家外貨管理局は2010年5月1日より、天津市、江蘇省、山東省、湖北省、内モンゴル自治区、福建省及び青島市の7つの地域で、貨物貿易輸入外貨支払照合改革（以下は輸入照合改革と略称）試行を行った。これに基づき、国家外貨管理局は、全国で輸入照合改革を推進することを決定した。関連事項を以下の通り通知する。</p>

一、进口核销改革的目的是以真实性原则为基础，坚持以人为本，通过转变管理方式和手段，促进贸易便利化，降低企业和银行经营成本，适应对外贸易的新形势和新发展；通过全面掌握和比对企业的贸易资金流和货物流信息，加强持续和动态的监测分析，有效遏制各类违法违规跨境资金的流动。为保证这一目标的实现，改革的基本思路是实现进口付汇管理由逐笔核销向总量核查、由现场核销向非现场核查、由行为审核向主体监管的转变，外汇局全面采集企业进口付汇及到货的完整信息，依托信息系统进行非现场总量对比，在此基础上通过非现场监测预警对企业进口付汇情况监测分析，及时识别异常行为；根据非现场监测预警、现场核查等情况，对企业实施考核分类。

二、《货物贸易进口付汇管理暂行办法》及其实施细则（以下统称《暂行办法》，见附件1、2）从2010年12月1日开始施行。自实施之日起，进口单位应按《暂行办法》规定办理进口付汇业务；银行应按《暂行办法》规定为进口单位办理进口付汇业务。

三、银行须于2010年11月30日前完成与贸易收付汇核查系统（以下简称核查系统）的连通配置工作，自《暂行办法》实施之日起，通过核查系统查询进口单位名录、进口付汇登记表以及分类考核级别等相关信息。

四、进口核销改革是推进贸易便利化的重大举措，各分局应当高度重视，统筹安排，全力做好改革工作：

一、輸入照合改革の目標は、真実性の原則に基づき、人を本位とする立場を堅持し、管理方式と手段の転換を通じ、貿易の利便性を促進し、企業と銀行の経営コストを削減し、対外貿易の新たな情勢と変化に適合し、企業の貿易資金流と貨物物流情報を全面的に把握することにより、持続的かつ動的なモニター分析を強化し、様々な違法クロスボーダー資金の流動を有効に抑制することにある。その目標を達成する為の改革の基本構想は、輸入外貨支払い管理における取引毎の照合から総量検査へ、オンサイト照合からオフサイト検査へ、取引行為に対する審査認可から取引主体に対する監督管理へと転換をすることである。外管局は、企業輸入外貨支払い及び貨物到着の情報を全面的に収集し、情報システムを通じてオフサイト総量比較を行った上、オフサイト警戒モニターを通じて、企業の輸入外貨支払い状況に対してモニター分析を行い、迅速に異常な行為を識別する。オフサイト警戒モニター、オンサイト検査などの状況に基づき、企業に対して考課分類を行う。

二、「貨物貿易輸入外貨支払管理暫定弁法」およびその実施細則（以下は「暫定弁法」とする。添付1、2をご参照）は2010年12月1日より実施する。実施日より、輸入単位は「暫定弁法」の規定に従い、輸入外貨支払業務を取り扱わなければならない。銀行は「暫定弁法」の規定に従い、輸入単位に輸入外貨支払業務を取り扱わなければならない。

三、銀行は2010年11月30日以前に、貿易外貨収支検査システム（以下は検査システムと略称）の連結・配置作業を行わなければならない。銀行は、「暫定弁法」の実施日より、検査システムを通じ、輸入単位リストや輸入外貨支払登録表及び分類考課レベルなど関連情報を検索する。

四、輸入照合改革は貿易利便性の推進をその重要措置としており、各外管分局は充分重視し計画した上で、全力で改革業務を行わなければならない：

(一) 統一認識，加强对改革的组织领导。各分局应充分认识进口核销改革的重大意义，成立以主管局长任组长的改革领导小组，负责辖内改革工作的领导和监督，协调相关部门积极支持配合改革工作；改革领导小组下设工作小组，包含业务和技术人员，负责辖内改革实施、政策宣传解释、业务和技术支持以及信息反馈等具体工作。

(二) 根据《暂行办法》有关规定，实施总量核查、动态监测和分类管理，提高监管有效性。

(三) 加强宣传和培训。在总局的统一部署下，采取多种形式做好宣传和解释工作，引导并督促银行、进口单位尽快了解改革思路及政策意图；对外汇局工作人员、辖内银行以及进口单位开展各种形式的培训，使银行、进口单位尽快熟悉新政策下的业务操作，确保改革措施落实到位。

(四) 做好辖内核查系统企业端和银行端软件安装和调试等技术支持工作。

(五) 及时上报执行情况，按月向总局上报进口核销改革实施情况。

五、应急措施

核查系统若出现数据不能导入、中断等暂时无法正常运行的问题，各分局应立即告知总局核销改革办公室进行处理，并对出现的问题进行记录。期间，外汇局负责办理的相关进口付汇业务应建立台账，做好业务记录。

六、核查系统登录方式

核查系统外汇局版地址：
<http://100.1.63.3:9001/SafeChk/>；
银行版地址：
<http://asone.safe:9101/asone/>；

(一) 認識を統一し、改革に対する組織の指導を強化する。各外管局は十分に輸入照合改革の重大意義を認識しなければならない。各外管局は担当局長をリーダーとする改革指導グループを設立し、所轄地域内で改革の指導と監督を行い、関連政府部門と共同で改革業務を積極的に支援・協力する。改革指導グループの下に業務と技術のスタッフが構成する作業チームを設け、所轄域内の改革実施、対外宣伝・説明、業務上、技術上の支援及び情報フィードバック等の具体的作業を担当する。

(二) 「暫定弁法」の関連規定に基づき、総量検査、動態モニターと分類管理を実施し、監督管理の有効性を高める。

(三) 宣伝と研修を強化する。総局の統一された計画のもとで、多様な手段を通じ、改革の対外宣伝と説明作業を進め、銀行、輸入単位が改革の理念や関連政策意図を速やかに理解するための指導や監督を行う。外管局の人員、所轄内の銀行および輸入単位に対し様々な研修を展開し、銀行や輸入単位が新政策のもとで業務をうまく把握するよう便宜を提供し、改革の措置を着実に実施させる。

(四) 所轄内の検査システムの企業側端末と銀行側端末のソフトウェアのセットアップ及びテスト等の技術的なサポートを行う。

(五) 執行状況をタイムリーに報告する。月次で総局に輸入照合改革実施の状況を報告する。

五、緊急措置

検査システムに、データ入力不能や中断などで一時的に正常稼働ができないような問題が起こった場合、各外管分局は、総局の輸入照合改革弁公室に直ちに報告すると同時に、問題を記録しなければならない。問題発生期間中、外管局は、輸入外貨支払業務台帳作成の手続きを担当し、業務記録を行う。

六、検査システムの登録方式

検査システム外管局版ウェブサイト：
<http://100.1.63.3:9001/SafeChk/>；
銀行版ウェブサイト：
<http://asone.safe:9101/asone/>；

<p>企業版地址： http://asone.safesvc.gov.cn/asone。 总局核销改革办公室联系方式： 联系电话:010-68402546 010-68402547 传 真： 010-68402594 联系邮箱： (内网) tradebus@mail.safe; tradetech@mail.safe (外网) tradebus@mail.safe.gov.cn; tradetech@mail.safe.gov.cn</p> <p>本通知自发布之日起，各分局（外汇管理部）应开始相关准备工作，并将本通知尽快转发辖内中心支局（支局）、银行及进口单位。对执行过程中产生的问题，进口单位和银行应及时向所在地外汇局反馈，各分局（外汇管理部）应当及时向总局反馈。</p> <p>特此通知。</p> <p style="text-align: right;">二〇一〇年十月二十日</p> <p>附件一：《货物贸易进口付汇管理暂行办法》 附件二：《货物贸易进口付汇管理暂行办法实施细则》</p>	<p>企業版ウェブサイト： http://asone.safesvc.gov.cn/asone 総局照合改革弁公室連絡先： 電話：010-68402546 010-68402547 ファックス：010-68402594 電子メール： (内部) tradebus@mail.safe tradetech@mail.safe (外部) tradebus@mail.safe.gov.cn tradetech@mail.safe.gov.cn</p> <p>本通知の公布日より、各分局（外貨管理部）は即座に本件に関する準備作業を行い、所轄内の中心支局（支局）、銀行及び輸入単位に本通知を転送しなければならない。執行中に発生した問題について、輸入単位と銀行は速やかに所在地の外管局にフィードバックし、各分局（外貨管理部）より速やかに総局に報告しなければならない。 ここに通知する。</p> <p style="text-align: right;">二〇一〇年十月二十二日</p> <p>添付 1：「貨物貿易輸入外貨支払管理暫定弁法」 添付 2：「貨物貿易輸入外貨支払管理暫定弁法実施細則」</p>
---	--

添付ファイル

廃止法規目録

番号	法規名称	書類番号
1	『貿易輸入外貨支払照合監督管理暫定弁法』の公布に関する通知	(97) 匯国発字第 01 号
2	「輸入外貨支払備案表」における印鑑の利用に関する備案通知	(97) 匯国函字第 074 号
3	貿易輸入外貨支払監督ソフトウェアの起動に関する緊急通知	(98) 匯国函字第 193 号
4	『輸入外貨支払照合貿易真实性の照合審査に関する規定』の公布に関する通知	(98) 匯国函字第 199 号
5	『外貨売却・対外支払への管理を完全化させることに関する通知』の第八条、第十一条及び『外貨売却・対外支払への管	匯発[1999]66 号

	理を完全にすることに関する補充通知』の第三条を修正することに関する通知。	
6	輸入金銀及び関連製品における外貨売却・対外支払への照合審査を強化することに関する通知	匯発[1999]244号
7	航空会社の対外外貨支払についての関連問題に関する通知	匯総発[1999]76号
8	『貿易輸入外貨支払照合単』(代理申告単)のデータ伝送に関するやり方を規範化することについての通知	匯発[1999]106号
9	国家外貨管理局輸入外貨支払照合申告手続きの関連問題に関する通知	匯発[2001]98号
10	国家外貨管理局、『貿易輸入外貨支払核銷管理操作規程』の公布に関する通知	匯発[2002]113号
11	国家外貨管理局、一部の輸入外貨支払備案類別の取消についての関連問題に関する通知	匯発[2003]34号
12	国家外貨管理局、中国電子口岸で輸入通関申告書のオンライン照合審査業務を行うことについての関連問題に関する通知	匯発[2003]103号
13	国家外貨管理局、『輸入貨物到着後代金払方式で、貿易輸入外貨支払自動照合管理規定』の公布に関する通知	匯発[2004]82号
14	国家外貨管理局、『輸入外貨支払の期限内照合しない状況への審査管理規定』の公布に関する通知	匯発[2004]101号
15	国家外貨管理局、外貨受取証憑で輸入外貨支払照合を行うことに関連する手続きを規範化することに関する通知	匯発[2004]76号
16	国家外貨管理局、輸入外貨支払備案表の利用についての関連問題に関する通知	匯発[2004]112号
17	国家外貨管理局、『輸入外貨支払差額照合管理弁法』の公布に関する通知	匯発[2004]116号
18	国家外貨管理局、貿易輸入外貨支払照合監督管理システムのグレードアップに関する通知	匯発[2005]3号
19	国家外貨管理局、中国石油化工国際事業有限公司所属する経営部が輸入外貨支払照合業務を取扱うことに関連する問題に関する通知	匯発[2005]15号
20	国家外貨管理局、貿易輸入外貨支払及び照合手続きを更に簡素化することに関する通知	匯発[2005]67号
21	国家外貨管理局、「対外外貨支払輸入単位名簿」管理を調整することに関する通知	匯発[2006]25号
22	国家外貨管理局総合司、航空会社前払代金の支払手続きを簡素化することに関する通知	匯総発[2006]51号
23	国家外貨管理局総合司、賃貸一年以内等経営賃貸項目下の対外外貨売却・支払業務の取り扱いに関連する問題に関する返答	匯総復[2009]32号

24	国家外貨管理局総合司、輸入信用状決済項目下の外貨売却銀行と外貨支払銀行が一致しないことに関する問題への返答	匯総復[2009]58 号
25	国家外貨管理局、輸入外貨支払照合制度改革を実施することに関する通知	匯発[2010]14 号
26	国家外貨管理局総合司、輸入外貨支払照合制度改革試行工作の実施に関する通知	匯総発[2010]44 号
27	国家外貨管理局総合司、『貨物貿易輸入外貨支払業務取扱確認書』文書の公布に関する通知	匯総発[2010]45 号
28	国家外貨管理局総合司、「輸入単位外貨支払名簿」の検索に関する通知	匯総発[2010]51 号
29	国家外貨管理局經常項目管理司、銀行輸入外貨支払の証憑保存に関連する問題への返答	匯経復[2010]11 号

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233

上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250